

第5回中海及び境水道における漁業に関する 鳥取・島根両県協議会について

第5回中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会が10月25日（金）に松江市で開催され、中海及び境水道における漁業の取扱い等について協議を行いました。その概要を報告します。

日時：平成25年10月25日（金） 午後2時から午後3時10分まで
場所：松江テルサ 中会議室（島根県松江市朝日町）
出席者：両県協議会委員、事務局等（裏面の一覧参照）

概要

（1）中海及び境水道における漁業の取扱いについて

①中海及び境水道における漁業の許可等に係る確認書第8条に規定する中海で操業できない措置の取扱いについて

小型機船底びき網漁業、機船船びき網漁業、すくい網漁業については、中海の資源状況等を考慮し、期間を定めて、漁業の許可の制限又は条件により中海で操業できない措置を講じることとしており、その期間の延長については当協議会で協議し、両県がそれぞれ決定することとしているが、今年度許可有効期間が満了（H25.10.31）する「さより機船船びき網漁業」について、中海での漁獲状況、漁業者からの聞き取り結果を参考に議論した結果、許可の更新の日から両県とも中海で操業できない措置を3年間継続することについて了解された。

②ウナギの体長制限について〔説明：鳥取県〕

鳥取県は平成24年12月1日から、全長30センチ以下のウナギの採捕を禁止する、鳥取県海区漁業調整委員会指示を行っていることを説明した。

この措置によって、アサリ及びウナギの体長制限（サイズ）に関する公的規制が統一された。

（2）水産振興策について

①中海におけるアサリ及びアカガイの養殖試験について〔説明：島根県〕

- ・アサリの養殖試験（稚貝採取、養殖方法、移植放流）について
- ・サルボウガイ（赤貝）の養殖試験（養殖方法、試験販売）について

②中海水産資源生産力回復調査について〔説明：鳥取県〕

- ・中海の造成浅場内の魚類の生息環境調査、竹林礁効果調査について

第5回中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会名簿

1 委員

【鳥取県】

区分	氏名	所属等	備考
関係漁業者	かげやま かずお 景山 一夫	鳥取県漁業協同組合代表理事組合長	
	おおたに としじ 大谷 登志二	同 境港支所地区運営副委員長	
	ほんだ たつみ 本田 辰美	同 境港支所地区運営委員	(欠席)
	むら けんじ 武良 賢治	米子市漁業協同組合代表理事組合長	
	ふくかけ じゅんいち 福景 順一	同 代表理事副組合長	
	たかぎ さとし 高瀬 敏	同 理事	
	えんどう たかひろ 遠藤 隆弘	外江漁業組合長	
	まるやま まさお 丸山 政夫	渡漁業組合長	
試験研究機関	しもやま しゅんいち 下山 俊一	水産試験場長	
行政担当者	まつざわ ゆきひさ 松沢 以尚	農林水産部水産振興局長	副会長 (欠席)
	きしもと ひでお 岸本 英夫	水産課長	
	たなか よしふみ 田中 美史	水産課水産振興室長	
	ひらの せいじ 平野 誠師	境港水産事務所長	

【島根県】

区分	氏名	所属等	備考
関係漁業者	ひらぎ ひろゆき 善浪 洋	漁業協同組合JFしまね美保関支所運営委員長	(欠席)
	ながた とよひろ 永田 豊治	同 運営委員	
	つきたく かずお 槻宅 一夫	中海漁業協同組合代表理事組合長	
	かとう きよし 加藤 清	同 副組合長	
	うめき かつひろ 梅木 敬弘	同 理事	
	ほそだ しずお 細田 静夫	同 理事	
	わたなべ けん 渡部 謙	八束中海漁業組合長	
	たかほな まさと 楠 正人	同 副組合長	(欠席)
試験研究機関	あむら ひよし 勢村 均	水産技術センター内水面浅海部長	
行政担当者	かわはら かげ 河原 彰	農林水産部次長(水産)	会長
	まつお なるし 松尾 龍志	水産課長	
	わかばやし ひでと 若林 英人	水産課漁場環境・内水面グループ グループリーダー	
	うわたに ともみち 魚谷 美代治	松江水産事務所長	(欠席)

2 事務局

区分	氏名	所属等	備考
鳥取県	みやの かつゆき 宮永 貴幸	農林水産部水産振興局水産課 課長補佐	
	きよか たくみ 清家 裕	同 係長	
	まえだ けいすけ 前田 啓助	同 係長	
	もりた けいすけ 森田 圭介	同 係長	
	まつもと たくみ 松原 裕司	同 主事	
	おくだ だいじ 太田 太郎	水産試験場漁場開発室 主任研究員	
島根県	かわしま たくみ 川島 隆寿	農林水産部水産課漁業管理グループ グループリーダー	
	たかはし けいじ 高橋 一郎	同 主任	
	わたなべ ともみち 渡邊 朋英	同 主任技師	
	ほり ちか子 堀 玲子	松江水産事務所水産課 課長	

地中海で操業できない措置について

1 確認書の規定

中海及び境水道における漁業の許可等に係る確認書

第8条 第1条に規定する漁業のうち、小型機船底びき網漁業（かいけた網漁業、とり貝けた網漁業及びなまこけた網漁業）、機船船びき網漁業（さより船びき網漁業、さより機船船びき網漁業、1そうびきいわし船びき網漁業及び1そうびきいわし機船船びき網漁業）及びすくい網漁業（すくい網漁業、いわしすくい網漁業及びさっぱ雑魚すくい網漁業）については、両県は、中海の資源状況等を考慮し、漁業の種類ごとに別に期間を定めて、許可の制限又は条件により地中海で操業できない措置を講ずるものとする。

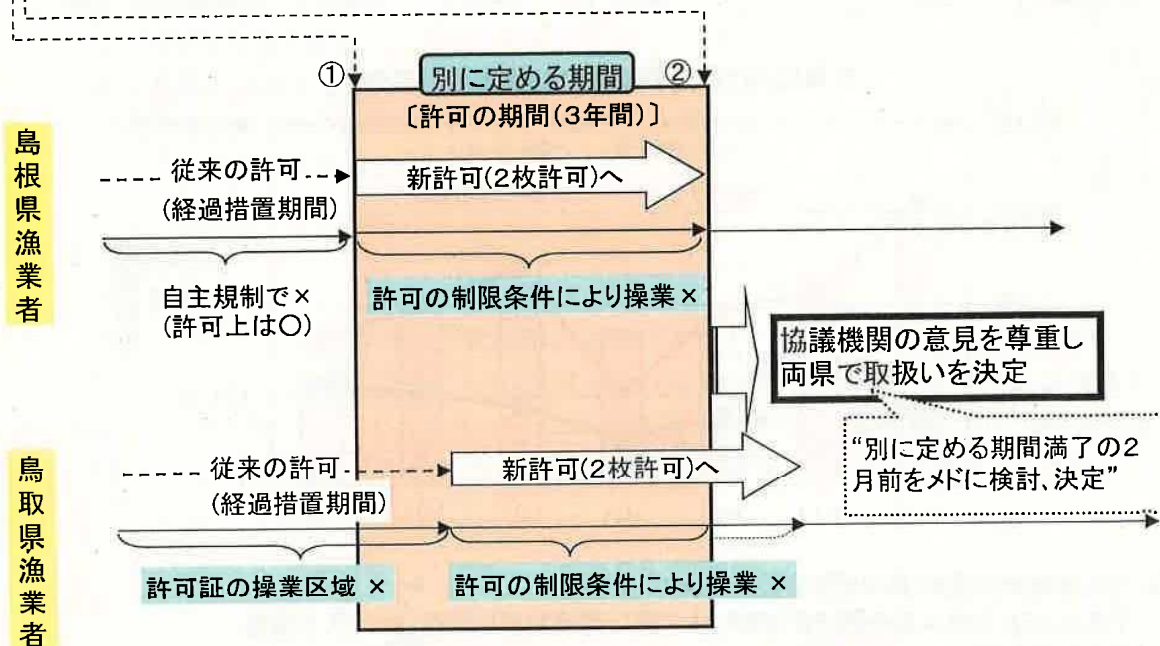
第9条 前条の期間経過後、両県はそれぞれ中海の資源状況等を考慮し、必要があると認める場合は、前条の措置を講じる期間を延長することができる。ただし、期間経過前において、前条の措置を講じる必要がないと認める場合は、両県は、それぞれその措置を解除することができる。

2 前項の取扱いは、協議機関における協議結果を尊重し、両県それぞれが決定する。

2 別に定める期間の考え方

- ① 始期は、いずれかの県で最初に到来する2枚許可制の開始日とする。
- ② 終期は、①の許可満了日とする(3年間)。
 - ⇒許可の制限条件により規制するまでの間は、許可の自主規制等により地中海で操業しないこととする。
 - ⇒操業禁止措置の延長及び解除は、水産試験場等の調査結果により資源状況を考慮した上で両県協議会の意見を尊重し、両県で決定する。

○イメージ〔島根県が先に2枚許可制となる場合〕



3 別に定める期間(地中海で操業できない措置)の満了後の取扱いについて(案)

(案)
○現在の中海資源状況、漁業者からの聞き取りを考慮し、地中海で操業できない措置を講ずる期間を引き続き3年間継続する。

漁業種類	別に定める期間 (上段現在、下段(案))	先に2枚許可となる県
小型底びき網(貝けた・なまこけた)	H25. 1. 1~H27. 12. 31	鳥取県
さより機船船びき網(今回協議)	H22. 11. 1~H25. 10. 31	島根県
	H25. 11. 1~H28. 10. 31	
いわし機船船びき網	H24. 11. 1~H27. 10. 31	鳥取県
すくい網(いわし・さっぱ)	H24. 9. 1~H27. 8. 31	島根県